

返戻金制度に関する事項

返戻金制度とは、当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度であり、当社基準は下記の通りとする。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職をした場合、受領した手数料の80%相当額を返金する。
- (2) 入社後4カ月以内に退職をした場合、受領した手数料の50%相当額を返金する。
- (3) 入社後6カ月以内に退職をした場合、受領した手数料の10%相当額を返金する。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用外とする。尚、返戻金制度は上記を基準とし求人者との協議により有料職業紹介契約書により別途定める場合があるものとする。

株式会社ユースフル

有料職業紹介事業許可番号/42-ユ-010017